

景観重点地区に亀戸・深川門前仲町を指定 水辺・歴史・文化など地域の特性を生かした景観を形成



亀戸景観重点地区

①～⑤の区域を指定

「水辺に和む『福』都心」としての魅力向上に向けて、各区域の基本方針を定めます。

【景観づくりの基本方針】

- ①亀戸3丁目周辺区域 亀井戸を伝える～時代を伝えるやすらぎのまち～
- ②明治通り沿い区域 亀ぶら～歩いて楽しい商店街～
- ③横十間川沿い区域 まちとの共演～まちへと広がる水辺の縁側～
- ④北十間川沿い区域 歴史と自然をつなぐ水辺の路～人とまちがつながる～
- ⑤旧中川沿い区域 自然を楽しむ～カヌーも楽しめる水辺とまちのふれあい空間～

深川門前仲町 景観重点地区

①～④の区域を指定



「水辺がつなぐ深川気風」を守り育てるため、各区域の基本方針を定めます。

【景観づくりの基本方針】

- ①富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域 深川情緒～にぎわいの中に垣間見える文化の名残～
- ②大横川沿い区域 親しめる水辺と小路～多様な表情を魅せる水辺とまち～
- ③佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域 近代の軌跡～水運がもたらした文化の継承と発展～
- ④越中島周辺区域 水辺の予感～ゆかしき歴史と水・みどりを感じるまち～

区ではこのたび、江東区景観計画を改定し、亀戸と深川門前仲町の両地区を「景観重点地区」に指定しました。地域の方々と協力しながら、独自の基準による景観づくりを推進していきます。指定に伴い、7月以降、建築物・屋外広告物の景観の届出基準が変更となります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

亀戸・深川門前仲町を2・3か所目の景観重点地区に

区では、地域の特性を生かした景観づくりを促進するため、平成23年度から地域の皆さんと検討を重ねるとともに、説明会を開催して意見募集を行いました。これらの結果を踏まえ、4月から亀戸・深川門前仲町の両地区を「景観重点地区」に追加指定し、新しい景観形成基準を策定しました。亀戸地区は5つ、深川門前仲町地区は4つの区域

に分け、景観形成の基本方針を定めています。

景観重点地区の指定は、第1号である平成19年4月の「深川万年橋地区」に次ぐ2・3か所目となります。

建築物・屋外広告物の景観の届出基準が変更 7月～

景観重点地区指定に伴い、建築物の新築・増築・外壁の塗り替え等や、屋外広告物景観配慮事項の届出基準が変更となります。

大規模建築物は都市景観専門委員会で審議

大規模建築物については、届出の前に、月1回開催される都市景観専門委員会で審議します。景観重点地区では、大規模建築物の基準が他の景観地区とは異なりますので、建築等を予定している場合は、早い段階での事

届出が必要な基準

	景観重点地区内	左記を除く江東区内全域
建築物	すべての建築物	延べ面積1,000㎡以上または高さが15m以上のもの
大規模建築物	延べ面積1,000㎡以上または高さが20m以上のもの	延べ面積10,000㎡以上のもの
屋外広告物	表示面積が5㎡以上のも	表示面積が10㎡以上のもの

※工作物、開発行為等についても基準があります。詳しくはお問い合わせください。

配偶者等からの暴力(DV)は殴るなどの身体的暴力のほか精神的・経済的暴力(暴言・生活費を渡さないなど)も含まれ、家庭内で起こることから表面化しにくいとされています。

区では4月から、このようなDV被害者への支援を拡充するため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」および「江東区配偶者暴力対策基本計画」に基づき、「江東区

配偶者からの暴力相談はDVホットラインへ

☎3647-9551



- 匿名で相談できます
- 相談内容については秘密を守ります

▲女性の専門相談員がお話を伺います

「女性のなやみとDV相談」に配偶者暴力相談支援センター機能を追加

配偶者暴力相談支援センターの機能を整え、新たに○身体的暴力の被害者に関する通報の受理○保護命令関係業務○DV被害相談の証明業務を行います。

「女性のなやみとDVホットライン」(江東区配偶者暴力相談支援センター)2月～金曜・午前9時～正午・午後1時～5時、土曜・午前9時～正午(日曜、祝日および年末年始を除く)

☎(3647)9551